

本日の項目

- パチンコ店に対する休業要請
- 群馬県における緊急事態措置（第2弾）
- 新型コロナウイルス感染症対応資金

県内パチンコ店への休業要請

・4月24日～26日の電話、27日の現地調査

により営業を確認した店舗

25店舗

電話、事前通知の手渡しにより

休業への協力を改めて要請 ➡ 16店舗が休業

・4月28日正午現在で営業を継続している店舗

特措法第45条第2項による休業を要請 9店舗

理由：新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため

群馬県における緊急事態措置（第2弾）

1. 区域 群馬県全域

2. 期間 令和2年4月28日から令和2年5月6日

3. 実施内容（新規追加事項）

(1) 宿泊・観光事業者への施設の使用停止の協力依頼

(2) 休業要請に応じない施設への更なる要請と、施設名称の公表

◆ 新型コロナウイルス等特別措置法第45条第2項

◆ 同法第45条第4項

(3) 商店街・スーパーマーケット等の感染拡大防止に向けた協力の要請

◆ 新型コロナウイルス等特別措置法第24条第9項

(4) 休業を要請する施設について、一部区分を修正

◆ 新型コロナウイルス等特別措置法第24条第9項

新たに使用停止の協力を依頼する施設

期間：4月29日(水)～5月6日(水)

別紙②「特措法によらない協力依頼を行う施設」について、
以下に掲げる施設を対象として追加

施設の種類	対象施設
住宅・宿泊施設	ホテル、カプセルホテル、旅館、民泊、ウィークリーマンション、ラブホテル、コテージ、貸別荘 <u>※行楽を主目的とする宿泊に係る事業を営む施設が対象</u>
運動・遊戯施設	ゴルフ場、キャンプ場、スキー場